

部位別後遺障害等級一覧

部位	別表	等級	号	内容	喪失率等	備考	
上肢	第2	1	3	両上肢を肘関節以上で失ったもの	(喪)100% (自賠)300Q (青)	(注3)上肢は3大関節(肩関節・ひじ関節及び腕関節)のすべてが強直し、かつ、手指の全部の用を廃したものと(手指の用廃については注9参照)をいう。上腕神経叢の完全麻痺もこれに含まれる。下肢についても、下肢の3大関節(股関節・膝関節及び足関節)に読み替えて考えればよい。下肢の場合は足指の用廃は要件とされないが、3大関節が強直し、さらに、足指全部が強直した場合であっても下肢用廃として評価される。	
			4	両上肢の用を全廃したもの(注3)	2700~ 310Q (赤)280Q (人傷)1600		
		2	3	両上肢を手関節以上で失ったもの	(喪)100% (自賠)259Q (青)	2300~ 270Q (赤)237Q (人傷)1300	(注4)視力は万国式試視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。
				両上肢をひじ関節以上で失ったもの	(喪)92% (自賠)188Q (青)		
		5	6	1上肢を手関節以上で失ったもの	(喪)79% (自賠)1574 (青)	1300~ 150Q (赤)140Q (人傷)750	(注3)上肢は3大関節(肩関節・ひじ関節及び腕関節)のすべてが硬直し、かつ、手指の全部の用を廃したものと(手指の用廃については注9参照)をいう。上腕神経叢の完全麻痺もこれに含まれる。下肢についても、3大関節(股関節・膝関節及び足関節)に読み替えて考えればよい。下肢の場合は足指の用廃は要件とされないが、3大関節が強直し、さらに、足指全部が強直した場合であっても下肢用廃として評価される。
				1上肢の用の全廃したもの(注3)			
		6	6	1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの(注15)	(喪)67% (自賠)129Q (青)	1100~ 130Q (赤)118Q (人傷)600	(注15)a関節が強直したもの(肩関節にあっては、肩甲上腕関節がゆれ合骨性強直していることがエックス線写真により確認できるものも該当する)、b関節の完全弛緩性麻痺又はこれに近い状態(他動では可動するものの、自動運動では関節の可動域が健側の可動域角度の10%程度以下となったものにあるもの)、c人工関節・人口骨頭をそう入置換した関節の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されているもの、が該当する。 なお、人工関節や人工骨頭置換術が行われた場合については、平成16年基準改定以前はそれだけで用廃とされていたものが、同改定から現在のとおり変更された。
				1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの(注20)	(喪)58% (自賠)1051 (青)		
		8	8	1上肢に偽関節を残すもの(注25)	(喪)45% (自賠)819 (青)	750~ 87Q (赤)83Q (人傷)400	(注25)上肢については、上腕骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもの(ただし、常に硬性補装具を必要とはしないもの)、橈骨及び尺骨の両方の骨幹部等にゆ合不全を残すもの(ただし、常に硬性補装具を必要とはしないもの)、橈骨又は尺骨のいずれか一方の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、時々硬性補装具を必要とするものが該当する。 下肢については、a大腿骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもの、b脛骨及び腓骨の両方の骨幹部等にゆ合不全を残すもの、c脛骨の骨幹部等にゆ合不全を残すものが該当する(ただし、a~cいずれの場合も、常に硬性補装具を必要とはしない状態である場合)。
				1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの(注34)	(喪)27% (自賠)461 (青)		
		12	6	上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの(注40)	(喪)14% (自賠)224 (青)	250~ 30Q (赤)29Q (人傷)100	(注40)関節の可動域が健側の可動域角度の3/4以下に制限されているものとされる。